

平成22年第1回教育委員会定例会

開会年月日 平成22年1月12日(火)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外松和子  
同 委員 青木真佐枝  
同 委員 内藤幸子  
同 委員 天沼英雄  
同 教育長 園部俊介

議 題

1 陳情

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

2 協議

(1) 平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続協議〕

(2) 平成22年度練馬区教育委員会教育目標について

(3) 平成21年度卒業式「お祝いの言葉」について

3 報告

(1) 教育長報告

練馬区基本構想の策定について

給食事故の発生および練馬区の対応について

学校給食調理業務委託事業候補者の選定について

平成21年度練馬区新体力テストの結果について

平成22年度練馬区次期公共施設予約システム業務委託事業候補者の選定について

平成22年度区立図書館の窓口等業務委託事業候補者の選定について

その他

開 会 午後 3時00分

閉 会 午後 4時55分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長

河 口 浩

庶務課長事務取扱学校教育部参事

高 橋 廣

学務課長事務取扱学校教育部参事	浅野明久
学校教育部施設課長	金崎耕二
同 保健給食課長	唐澤貞信
同 教育指導課長	原田承彦
同 総合教育センター所長	佐古田充宏
生涯学習部生涯学習課長	臼井弘
同 スポーツ振興課長	櫻井和之
同 光が丘図書館長	伊藤安人

傍聴者 5 名

委員長

ただいまより、平成 22 年第 1 回教育委員会定例会を開催する。  
 本日は、傍聴の方が 4 名お見えになっている。  
 それでは、案件にそって進めさせていただく。  
 本日の案件は、陳情 1 件、協議 3 件、教育長報告 7 件である。

(1) 陳情第 4 号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

それでは初めに、陳情案件である。陳情第 4 号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。  
 本日は、この陳情について事務局から資料が出ているので、説明をお願いする。

生涯学習課長

資料の説明（説明要旨）練馬区登録文化財である「八の釜の湧き水」および「東京外かく環状道路(関越道～東名高速間)」の整備に関する経緯等を説明

教育長

この陳情については、内藤委員と天沼委員は初めてであるので、その経緯等を本日まで説明させていただいた。現在、外環道整備に関する事業の動きはないので、事業の動きがあったら、報告をして陳情の審査をしていただきたいと思う。

また、登録を解除するのであれば、練馬区の附属機関である文化財保護審議会がまず答申しなければならない仕組みになっている。

したがって、この案件については動きが止まっている状況であるため、動きがあれば文化財保護審議会へ諮問をし、その答申について教育委員会に報告することになるので、ご理解をいただきたいと思う。また、文化財として登録しているのは湧き水であって、憩いの森全体ではない。

委員長

ただいま生涯学習課長から資料の説明があり、教育長から補足説明等があった。お二人の委員の方は、本日初めてこの陳情についての概要の説明を受けたので、ご質問などはあるか。

天沼委員

こういうものが練馬区にあったのを初めて知ってすごいなと思った。まだ文化財保護審議会でも方針が決まってないとのことであり、教育委員会で一方的に決めることはもちろんできないので、その答申を待って判断すべきだと思った。

湧き水を、他にも移すということはできないのか。礫層のところなどで同じようなものを湧かせるなどはできないのであろうか。

教育長

白子川沿いに湧いているところはいくつかある。清水山憩いの森にもあるし、また稲荷山の裏側など白子川に沿っているところにもかなりある。台地のはげ地になっているため、かなりの水が出ている。別紙3の地図に、びくに公園がある。このびくに公園というのは、白子川が溢水したときに一時水をためる場所なのである。その隣にも、現在は埋められているが弁天池というところがあり、かなり湧き水が出ている。

国の考え方は、ここの場所はやむを得ないにしても、同じような形態のものができる可能性があるということのようである。陳情の方たちは、そのものを全部残すようにということである。

委員長

生涯学習課長、何か補足はあるか。

生涯学習課長

武蔵野礫層というお話があったが、その水脈等については、これまでもボーリング調査等をして、環境保全地として可能であろうという見解が出ている。詳細な調査等については今後実施していくという話を聞いているところである。

委員長

それでは、この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら、審査を進めることにしたいと思う。本日は「継続」ということでよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、陳情第4号については「継続」とさせていただきます。

協議 (1)平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続協議〕

委員長

続いて、協議案件に入る。初めに、協議の(1)平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。

この協議案件については、前回の協議で事務局から点検・評価の方法等について説明を受け、各委員からご意見をいただいたところである。各委員におかれては、1月15日までに点検・評価表を作成のうえ、事務局に提出し、その結果を事務局で取りまとめ次回の会議に提出することとなっている。

初めての委員もいらっしゃるので、作成に当たり、何かご質問等があったら願います。

教育長

事業がたくさんあるため、項目に分けている。個々の事業の内容などについて、ご質問があればそれぞれお答えをする。ご覧いただいたか。

天沼委員

記入は済んでいる。

内藤委員

私も記入は済んでいる。特記事項欄については、評価に関して特に意見がある場合にご記入くださいという少し限定的な表現があったが、作成していくうちに、項目や指標の立て方について感想や意見などが出てきたので、そのようなことも記入しているが、それでよいか。

教育長

それでよい。

教育委員会として1つにまとめていくのである。また、昨年度のように教育委員全員で点検する機会を設けるのであろうか。

委員長

昨年度は、評価するに当たり、全く初めてのことであったため、事務局から様々な説明を受けながら、意見、質問等をいうというかたちで実施した。

内藤委員

もう一点ある。私たちがここでまとめているのは、内部評価の一端として実施することになると思うが、委嘱した有識者が外部評価をするととらえてよいか。

教育長

そういうことである。

天沼委員

今のお話であるが、まだ教育委員に任命されたばかりなため、意識的には外から見ているものもある。

教育長

実際の事務事業は、事務局がすべて進めているので、教育委員の方は、外側から見て、客観的に点検、評価していただくことになる。

内藤委員

この特記事項に記載することは、項目全体についてではなく、挙げられた指標に関しての事業の評価である。協議をしていく中で、そのように最終的には詰めていくととらえてよいのか。

委員長

そのようになると思う。よろしく願います。

天沼委員

1項目ずつ、つぎの教育委員会で検討することになるのか。

庶務課長

15日までに提出いただいたものをまとめ、各委員の評価の平均値を、教育委員会の仮の評価ということで出して、各委員からご意見をいただき、正式な教育委員会としての点検・評価にさせていただきたいと思う。それを、委嘱した有識者に提示をして外部評価をいただくという仕組みになっている。その有識者からいただいた意見等を委員会にお示しをし、最終的に議会にも報告をする。

委員長

今後の見通しについて、説明いただいた。本日のところは「継続」としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、この協議案件は、「継続」とさせていただく。

協議 (2)平成22年度練馬区教育委員会教育目標について

委員長

それでは、協議案件の(2)平成22年度練馬区教育委員会教育目標についてである。  
この協議案件については、本日、新たに提出されたものである。事務局から資料が出されているので、初めに説明をお願いする。

庶務課長

資料の説明(説明要旨)教育目標の位置づけ、昨年度の改定点などこれまでの改定の経緯、今年度の教育目標の制定までの日程等を説明

委員長

ただいま庶務課長より説明があったように、平成19年度の教育目標においては、新しい教育理念を踏まえて所要の改定を行い、平成21年度の教育目標においては、学習指導要領総則等の表記に基づいて文言の整理を中心に改定を行ってきた。平成22年度の教育目標の制定においても、これまでの経緯を踏まえて検討していきたい。

それでは、各委員のご意見、ご質問等をお聞きしたいと思う。

内藤委員

全体的に、前年度を踏襲する形でよいと考えている。最初の前文は、普遍的なことを記載しているので、変えなくてよいと考える。基本方針の柱立てについても、特に1と2においては、今の世の中で重要課題となるような事柄を取り上げているので、それも大変よいと考える。2番目の、国際化が進み、日本人として豊かな個性と創造力を伸ばすというところは、大変大事な視点であると思う。

1点質問したいことがある。基本方針の1番の最後に、「人との交流活動や奉仕活動などの学習の充実を図ります」とある。それでよくわかるが、学校教育法や学習指導要領などの中には、「体験活動を重視」、「体験活動の促進」など、体験活動という言葉をよく使っているため、この「などの学習」を、「などの体験活動の学習の充実を図ります」としたらよいのではないかと考えた。去年までの検討の中で、あえて体験活動という言葉を入れなかったのは何か理由があるのかどうかをお聞きしながら考えたいと思っている。

委員長

ただいまのご意見は、「奉仕活動などの」の言葉の前に体験活動を入れるということであるか。

内藤委員

「奉仕活動などの体験活動の学習の充実」である。本来であれば、「奉仕活動その他の体験活動を重視した学習の充実を図る」となると思うが、それでは言葉が長くなるので、「体験活動の学習」でよいのではないかと思う。

教育長

平成14年度のときには、社会体験や自然体験などの言葉を使っていた。この後で、体験活動という言葉の検討はなかったように記憶している。あえて入れないという議論

はしていないと思う。

委員長

今教育長がおっしゃるように、平成14年度のときには社会体験、自然体験という言葉があった。

内藤委員

職業体験など並べればいろいろ入ってくる事項もあるので、「などの体験活動」として「体験活動」という少し大きな概念である言葉を入れたほうがよいと思う。これだけの学習という限定よりも一般的になるので、「体験活動」という言葉を入れたほうがよいのではないかと考えたのである。

教育長

いったん、その文言を入れてみて、改めて目標の文言を検討すればよいと思う。

委員長

ただいま、学習指導要領などに記載のある「体験活動」という文言を入れたらよいのではないかというご意見があった。ほかの項目に関してはいかがか。

青木委員

私は、これまで教育目標の改定にかかわってきているので、世の中は変わっても、目標としては、10年でも20年でも大丈夫なものができるという見方をしてしまうため、ぜひ新しい委員の意見をお聞きしたい。

委員長

たびたび変わるのものではなく、しっかりとした目標をつくっていくということが大事である。

内藤委員

この教育目標はあくまでも区が示すもので、学校がそれを受けて立てるときには、各学校の基本的な事柄や課題について、学校の実態に応じて変えるものだと考える。区全体の目標は、普遍的な言い方でよいと考えるので、私はこの目標はとてもよくできていると思う。

教育長

この教育目標を受け教育指導課で指導の重点を設定し、それを学校に示す。その後、今内藤委員がおっしゃったように、学校のほうではそれをさらに自分の学校に合ったものに直していくという流れである。

委員長

基本方針の3、4、5に関してはいかがか。

天沼委員

内容はこのままでよいと思うが文言について、基本方針の1、2、3では子供という言葉が出てきているが、4、5ではない。1においては「すべての区民が」の一文で始まり、「また」以降の一文では、子供が出てくる。その後の「そのために」の対象は両方の内容になるのか。または、子供たちの内容のみを対象とするのか。どちらともとらえることができると思うが、いかがか。

教育長

今の教育委員会は、大きく学校教育と生涯学習とに分けられ、基本方針の4、5は生涯学習部が担っている部分が多いのである。1は全体にかかわる問題、2、3はどちらかという子供と家庭ということになる。

基本方針の5項目すべてにおいて、「そのために」という接続で前後の文章をつなぐように構成を合わせた。

天沼委員

4、5は当然区民の中に子供が含まれることになるのか。

教育長

含まれる。

天沼委員

したがって、1番目の「そのために」は、「すべての区民がそのために」と子供だけではなくてという意味であるか。

教育長

そうである。

委員長

文言に関してとても大事なご意見である。

内藤委員

5の「地域に根づいた伝統工芸など」と「伝統工芸」だけが挙げられている。辞書などを調べると、「民俗」の中には、風習や地域に根ざしたしきたり、日常の生活の様式、食生活なども入ると思う。広い意味で文化ということを目指すため、また、伝統芸能だけでなく、伝統音楽、伝統の舞踊などいろいろあるため、それらをひっくるめて文化という言葉を使ってもよいと思ったが、「民俗」という言葉があるから、あえて伝統工芸というように限定したのであるか。何かその辺のところはいきさつがあったのだろうか。



教育長

おっしゃるとおり、文化として見ることも必要だったのだが、練馬区で今やっているのは伝統工芸展など伝統工芸の関係が主である。そのため、目標を広げたときに何もできないのに、広げてはならないであろうという議論があった。江戸筆や江戸小紋など何種類かの伝統工芸については、伝統工芸展なども実施されているので、目標では伝統工芸を正しく理解するとした。

おっしゃるとおり民俗というのは、食文化も含まれる。あまり広げ過ぎるのはどうかということで伝統工芸としたのである。

また、ここでの文章のつながり方は、伝統工芸という言葉にかかるのは地域に根づいただけであって、歴史、民俗は伝統工芸にはかからないのである。

内藤委員

それはわかる。

教育長

したがって、歴史と民俗、それと地域に根づいた伝統工芸ということである。

天沼委員

最後の文章で、「文化遺産を保護・保存・活用して」と、全体がまとめられている。

内藤委員

結構である。よくわかった。

教育長

あと、民俗芸能の中にはお囃子などが18ぐらいあるが、お囃子などは伝統工芸とは言わない。

また、地域に根づいた民俗とは言わないのではないかとということで、このような表現になっている。

委員長

様々なご意見が出たが、本日の各委員からの意見を参考に今後検討していきたいと思う。本日のところはここまでとし、次回に「継続」したいと思う。

教育長

天沼委員がおっしゃった基本方針の1の「すべての区民が、人権尊重の理念を正しく理解するように努めます。また、子供たちが、思いやりの心を持ち、社会生活を営む上で必要な規律を身に付け、進んで社会に貢献しようとする精神の育成に努めます。そのために、人権や生命を大切に教育および豊かな心の育成する教育を充実します」について、一般区民を対象にした人権教育は公民館などで実施しているので、最初の一文

はそれを受けている。子供たちのことについては後半に入っているというご理解をいただければと思っている。

委員長

基本方針の1についての補足であった。

教育長

それから、「人権や生命を大切にする教育、豊かな心を育成する教育」は、一般区民も子供も対象となる。

委員長

それでは、この協議案件については「継続」とさせていただく。

協議 (3) 平成21年度卒業式「お祝いの言葉」について

委員長

続いて、協議(3) 平成21年度卒業式「お祝いの言葉」についてである。初めに事務局から説明をお願いする。

教育指導課長

資料の説明(説明要旨) 幼稚園修了式、小学校卒業式、中学校卒業式で読み上げるお祝いの言葉の内容等について説明

委員長

それでは、ただいまの説明をもとに内容をご確認いただいた上で、改めてご意見、ご質問があればお聞きしたいと思う。

教育長

幼稚園から始めたらいかがか。

委員長

それでは、資料2-1の幼稚園お祝いの言葉について、いかがか。

教育長

幼稚園の修了式は、お別れの歌や修了証書の授与を含め全体で40分ぐらいであるので、あまり長いものでないほうがよい。

委員長

幼稚園児にとって、あまり長いお祝いの言葉は、年齢からも無理なところがあるので、ちょうどこのくらいの量が適切だと思う。

教育長

この修了証書を一人一人渡す。園児は、園長から修了証書もらった後、保護者に渡し、自分のところに戻る。そして、式の最後に、歌を3、4曲歌う。

委員長

歌も歌うし、呼びかけのようなことも園によってはある。本当に嬉しそうに修了証書もらい、それを誇らしげに保護者に渡すという、小学校や中学校では見られない素晴らしい光景が幼稚園ではご覧になれる。

教育長

「幼稚園」の には、出席する園名を入れて、お渡しする。

委員長

幼稚園のほうはよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは資料2 - 2の小学校はいかがか。

天沼委員

手塚治虫さんを題材にするのはよいと思う。

委員長

練馬に住んでいらっしゃる方は、いろいろな思いで手塚さんの作品には触れていらっしゃると思う。

教育長

今、練馬区は、松本零士さんにいろいろお願いをしているが、これまでお祝いの言葉では、どちらかというと、お亡くなりになった方の作品などに触れている。アニメ作家は何人もいるが、誰からも認知されている手塚治虫さんが教育委員会としてはふさわしいのではないかと考えた。

委員長

今、教育長からお話があったように、卒業生のご父兄の方や、場合によっては祖父母の方も手塚さんの作品には親しんでいるということもあると思う。

続いて、資料2 - 3の中学校に入りたいと思う。今年が国民読書年ということで、読書を取り上げており、なおかつ3年生が1年生のときに国語の教科書に載っていた工藤

直子さんの詩を取り上げてということである。

青木委員

その詩の部分であるが、詩の朗読はとても難しいと思うが、お祝いの言葉の一部ということで、あまり感情を入れずに普通に読んでしまってよいものだろうか。

教育長

委員長はどう読むか。

委員長

この詩をどのように表現するかということは、ここで話し合いたいと思う。

教育長

実際の教科書もこのような配字の位置になっているのか。

教育指導課長

教科書も分かち書きでこのような書き方である。

天沼委員

句読点の打ち方というのは、長いところがあったり、短いところがあったりするので、こちらのほうで調整してということではよいのか。

教育長

そうしていただいてよい。

委員長

詩の最後の「たんぼぼわたげがまいあがります」は、希望に満ちたスタートということを表しているので、この詩が1年生の最初に出ているのではないかと思われる。どのように表現して読むかということについては、また検討できたらよいと思うが、いかがか。

教育長

難しいところがある。「はなひらく ひを」の「ひ」は、日にちの日であるか

教育指導課長

日にちの日のことである。

教育長

教科書にもこのように書いてあるのだとすると、どうやって教えているのだろうか。

委員長

文字の位置や段落などはこのとおりなのか。それとも教科書では何行かになっているのか。

教育指導課長

ただいま教科書を見ているが、このページの文字数にあわせたものではなく、この分かち書きのままの形で載っている。

委員長

教科書のサイズによりこのようなかたちになっているのか。工藤直子さんの原文はどのようにしているのかを確認していただきたいと思う。「はなひらく」の一文が、「はなひ」で改行されているのに合点がいかないなので、原文の確認をお願いしたい。

教育指導課長

教科書では、上にイラストがあり下に文がある。この教科書をつくるためにこのような編集にしたものと考えられるので、確認させていただく。

委員長

よろしく願います。

教育長

この工藤直子さんの詩集の詩がどのように書いてあるのか。この資料のようにはなっていないと思う。読みやすいような、本当に詩の心に入るような書き方であるはずである。整理して、各委員にお送りする。

委員長

それでは、各委員から意見をいただいたので、ここまでとしたいと思う。本日の協議の結果を踏まえて、事務局で作成していただきたい。

委員長

続いて、教育長報告に移らせていただく。

教育長

本日は、昨年の第四回定例会で議決を得た新たな練馬区基本構想の策定について、給食事故の発生と練馬区の対応について、学校給食調理業務委託事業候補者の選定について、練馬区新体力テストの結果について、公共施設予約システム業務委託事業候補者の選定について、図書館の窓口等業務委託事業候補者の選定等について報告をさせていただきます。

委員長

それでは、報告の について、説明をお願いします。

庶務課長

資料の説明（説明要旨）基本構想について、策定までの経緯、位置付け、分野別の基本政策、基本構想を実現するための仕組み等を説明

教育長

現在策定中の長期計画を含め今回の基本構想で、特徴として言えるのは、子ども分野、健康と福祉分野、区民生活と産業分野、環境まちづくり分野の4つに分けた分野別の基本政策である。これまでは、保育園や学童クラブなどの就学前のことで教育委員会に直接関係ないようなことは区長部局に載っていて、教育委員会に関係することは別に載っていたのであるが、今回の基本構想では、次代を担う子供の健やかな成長を支える子ども分野ということで、生まれてから青少年までを一括りにまとめて、施策の体系を整理している。11ページの1-1と1-2は、以前は別のところに載っていたものが、基本構想ではここにまとめられたのである。

それからもう一つの特徴は、13ページの<区民生活と産業分野>である。「区民生活の中に、だれもが生涯にわたって、学びたいとき、活動したいときに、さまざまな学びや文化・スポーツ活動に参加し」と記載され、これまで教育としてくられてきた図書館やスポーツ施設等が、区民生活にくられた。これがこれまでの考え方と大きく違っている。これらを受けて、あらゆる計画がこれから進んでいく可能性があるため、それぞれ検討していかなければならないところでもある。

教育委員会としても、就学前の子供たちと就学後の子供たちとの連携について検討し、昨年の12月にその内容をまとめ、教育委員会としての一定程度の見解を出している。

今後は、生涯学習は教育委員会にあるため、生涯学習について、教育委員会と区長部局がどのように関係していくかということについて、教育委員会で協議していただいて、教育委員会としての考え方を整理していかなければならない。

また、子ども分野は、今の政権でもいろいろな意見が出ていて、今後どうなるかわからないところがあるが、少なくとも子供を主体に考えていくことは確実なことである。

この基本構想は、議会で議決されたものであるため、私たち教育委員会は、これを受けていかにその内容を実現していくかということを考えていかなければならない。

委員長

ただいま教育長より、今までと大きく異なる点や教育委員会が検討していくことなどの重要なポイントの説明をいただいた。

教育長

区でやっている仕事ということに変わりはないのだが、くくり方が変わったということである。

内藤委員

今、教育に関する事務の点検・評価をしている中で、同じ子供のことを扱うのに、生涯学習であったり、総合教育センターであったり、学務課であったりというように、いろいろなところにまたがっているということを強く感じていたところである。窓口が1か所になって話が進んでいくことは大変理想的だと思うので、15ページに「組織体制を構築します」とあるが、現場のことをよく把握した上でよい組織ができるようにしてほしい。

委員長

なかなか大変なところはあると思うが、今、内藤委員がおっしゃったことは、子供たちをどのように育てていくかということからは非常に大事なことであるので、練馬区としても、頑張りどころになるのではないかと思う。

天沼委員

今の生涯学習のことについて、今までは、生涯学習部と区長部局との二本立てでやっていた。これを統合して1つの体制をつくり、一本化していくのであろうか。

教育長

今のところの区の考え方としては、区長部局に一本化していくという方向で出ている。

天沼委員

それから、現在は就学前教育で幼稚園と保育園が分かれているが、どのような形で判断すればよいのか。

教育長

これからの検討であるが、区の考え方としては区長部局か教育委員会のどちらかの所管になるようである。練馬区で発表した組織のあり方を見ると、教育委員会でひとくくりになるようになっている。

天沼委員

国のほうでは、従来どおり法令体制は変わらないまま進む。

教育長

今のところはそうであるが、保育園と幼稚園は、厚生労働省と文部科学省で何10年と所管してきている。子供を中心に見れば、親の状況などは関係ないので、1カ所のところでやるべきではないかなどの意見が国から出てくるのかはわからない。ただ、特に保育園と幼稚園は、それぞれの歴史を背負ってできている。

天沼委員

認定こども園のような、両方のいいところをとったような新しいものが出てきたりして、法体制上分けていたままだとやりにくくなることもあると思う。

教育長

方向的には一緒になるのではないかと思う。一緒になるということは、所管が一緒になるという意味ではない。現在、練馬区では、私立幼稚園については、教育委員会は、区長の補助執行をしており、区立幼稚園については教育委員会で所管している。

23区の中でも、保育園、幼稚園の子供のことについては教育委員会でという区もある。また逆に教育委員会から区長部局に持っていくという区もある。

天沼委員

私立の小・中・高では、従来どおりのままで、幼稚園でそのような動きが、他の区でも出てきているということか。

教育長

練馬では私立の幼稚園が圧倒的に多い。42園あり、区立は5園しかない。1万人を超える子供が幼稚園で学んでいる。私立幼稚園に対して練馬区がどこまでできるかということは、なかなか難しいところがある。難しかったため、何十年もできていない。

天沼委員

中央教育審議会の答申では、公立の学校には義務的な文言が書かれているが、私立の学校に対しては、協力を要請するというようなソフトな形で書いてあり、それほど徹底するということは今までもなかった。

教育長

週5日制が導入されたときもそのような形であった。

生涯学習について、教育委員会で実施している一般区民を対象にしたスポーツに関する事業などでも、区長部局でも同じような事業を実施している。私が以前生涯部長をしたときは全部で200ぐらいそのような事業があった。そのようなことが区長部局でも教育委員会で、整理されないでこれまできている。

ただその中でも、政治的に中立なものとしての社会教育は、存在している。また、生涯学習というのはもっと広い意味になってきているため、教育委員会が絶対やらなければいけないものは何なのかという課題がある。学校の教科書の選定を区長部局で行うことができないのは、だれが見てもわかることである。しかし、生涯学習やスポーツについては、教育委員会でやらなくてもよいのではないかということである。東京都では生活文化局で行っている。

法律改正により、文化とスポーツについては地方公共団体の長が、管理、執行することができることが明記された。それに伴い、スポーツ関係は、23区の中でも区長部局で管理、執行しているところが多い。図書館も区長部局で行っているところもある。図書館は豊島区と千代田区で区長部局が所管している。図書館法の関係などでこれから協議しなければならないところがあるが、そのような実態である。



委員長

ただいま教育長から、練馬だけではなく他区の実態等をお話ししていただいた。課題の多いことであると思う。基本構想も30年ぶりに新たに策定したということであるので、これから実現していくには、かなりの努力が必要になるだろうと推測する。

内藤委員

2ページの第3章のところに、「未来プロジェクト」とある。そこが中心となって基本構想にのっとり、子供のことを実現していくということなのか。

教育長

基本構想は、縦軸と横軸が、織りなして考えられている。第4章の分野別の基本政策を行うに当たっては、横軸で関係していることも織りながら長期計画を策定していく。

内藤委員

プロジェクトチームのようなものをつくって実施していくということになるのか。

教育長

それぞれの分野でつくる可能性はある。それぞれの分野に分かれているため、縦軸だけ、横軸だけになってしまうかもしれない。織りなす必要があるため、プロジェクトチームをつくっていくことになるであろう。またいろいろな動きがあったら報告するとともに、教育委員会で決めなければならない課題がたくさん出てくると思うので、よろしく願います。

天沼委員

11ページの1 - 2の3番目の についてである。このままでよいと思うが、「努めるとともに、教育環境を整備し、教育内容の充実を図ります」とあり、1つの の中に2つの事項が入っていると読むこともできる。そのため、2つにしたほうがよいとも思うが、そうすると、後の文言を考えなければならない。「教育環境を整備し、教育内容の充実を図る」ということを、ふさわしい文言に変えたほうがよいかとも思うが。

教育長

この基本構想は、すでに議決されたものであるため、変更はできない。実際にこれらを受けて実現していくのは我々であるため、その時に天沼委員がおっしゃったような形でやるのも可能である。

委員長

これから後にもう少し具体化していくことになる。  
それではつぎにまいりたいと思う。報告の について、説明をお願いします。

保健給食課長

資料の説明（説明要旨）足立区の小学校で発生したノロウイルスによる食中毒の事故に関連して、当該小学校の給食調理業務の受託者に練馬区で給食調理業務を委託している小学校があったため、区が行った業者への指導、対応等を説明

委員長

ただいま保健給食課長から説明があったが、ご意見等があれば願います。

内藤委員

1の事故の概要の下から2行目に、「調理業務過程における事故という可能性が考えられる」とあるが、それがどのようなことかわかれば教えていただきたい。

保健給食課長

地元の保健所、東京都や国なども入って調査を行っているところであるが、現在のところでは、給食を介しての中毒事故ということまでは断定をしたという段階であって、具体的にどの日のどの献立からノロウイルスが検出されたということまでは至っていない。ただ、給食に関する事故であるので、食材の関係よりは、調理上の過程で何らかの形でノロウイルスが入ってしまったという可能性が高いという現状である。

内藤委員

その何らかの形のところがもう少しわかると、学校などの対応についてももう少しきちんとした指導ができると思ったので、お尋ねした。

保健給食課長

言葉が足りなくて申し訳ない。通例で、こういった調理の事故は、1年以上かけてさまざまな検証をした結果、ある程度特定される。最終的に100%の確証を得て発表することは難しいが、これから先もう少し詳しくなっていくので、結果に応じて対応していきたい。

教育長

練馬でも過去に、開進第三小学校で事故があったが、結果はわからなかった。あまり追及していくと、特定の子供にいきついてしまうこともあるため、なかなか難しいところである。ただ、今回の事故の発生で新聞を騒がせたのが、ノロウイルスだけではなくて、発表や公表が遅かったということであった。東京都衛生局が本来発表するものなのである。

委員長

何年か前にもノロウイルスが児童の間に流行したということもあった。現在の新型インフルエンザと同様に、手洗い、うがいなどをきちんと行うことが一番だと、その当時養護教諭の先生から伺ったこともあるが、食中毒の事故の発生がないように、今後も一

層の衛生管理の指導の徹底をよろしくお願ひしたいと思う。

教育長

練馬区では学校の各教室に、子供たちが吐いたりしたときのために消毒の道具や手袋などを置いている。開進第三小学校の事故をきっかけに全教室に置き、万が一のときにはきちんと使用できるようにしているところである。

委員長

ノロウイルスの場合は、絶対に吐しゃ物に触れてはいけない。確実にしっかりと拭き取って消毒していかないとまた伝染してしまう可能性がある。練馬区はその辺を踏まえて、各教室で対応できるようにしているということであるので、現場の先生方にも再認識していただいて、万が一のときはその対応が速やかにできるよう指導をお願ひしたいと思う。

では続いて、報告の について、説明をお願ひする。

保健給食課長

資料の説明（説明要旨）学校給食調理業務を新規に委託する学校と5年目経過により委託する学校の委託事業候補者を選定したこと等を説明

委員長

ただいまの件に関して何かあるか。

教育長

新しい委員は、親子調理校の意味はわかるか。

天沼委員

わからない。

教育長

近くの学校で、それぞれ調理室をつくるのに費用がかかるため、親となる学校に調理室をつくり、そこでつくった給食をその近隣の子の学校に届けるという仕組みが親子方式である。センター方式というのはご案内のとおり、給食センターでつくった給食を学校に送るという仕組みである。以前は、練馬ではセンター校が多かった。自分の学校で給食をつくるという自校調理校化を進めるとなると、今では1つの学校に調理室をつくるのに1億5,000万円くらい費用がかかってしまう。最初計画したときは7,000万円~8,000万円であった。そのため、学校の距離が近いところは親子方式で実施しているところである。

委員長

委託をしている学校に関して、課題などは、どのような形で反映されているのか。

#### 保健給食課長

それぞれの学校において、調理業務を行っている業者、学校、保護者の代表の方が集まり、学校給食委員会などを定期的で開催していただいている。通常、給食については、試食を行ったり、日ごろの給食についての子供、保護者、先生の意見などを、業者に伝えている。

#### 教育長

なお、委託の範囲についてであるが、栄養バランスを考え献立をたてるのは、学校の栄養士であり、食材も全部学校で購入する。調理の委託は、極端なことを言えばまな板から先のことを委託するということであり、調理と配膳に関する業務だけを委託することになる。

#### 委員長

では、続いて報告の、平成21年度練馬区「新体力テスト」の結果について、説明をお願いします。

#### 教育指導課長

資料の説明(説明要旨)平成21年度に実施した新体力テストについて、調査の目的、調査項目等を説明するとともに、調査の結果に対する区の対応等は5月の教育委員会で報告する旨を説明

#### 委員長

今、課長からお話があったように、弱点を克服するための工夫を授業に取り入れれたりして、子供たちの指導にあたるということである。体力向上検討委員会で結果をまとめ5月の教育委員会で報告していただくということであった。  
質問等があれば、お願いします。

#### 内藤委員

径年変化をみると資料に書いてあるが、この取組はどのくらい続ける予定なのか。

#### 教育指導課長

本区においては平成19年度から始めている。一人一人の児童・生徒には平成19年度からのデータが個評で返される。予算の関係もあるが、少なくとも5年間は続けないと、この調査の趣旨が生かされないだろうという見通しを持っているところである。

#### 内藤委員

このような体力テストを行っても、結果がなかなか生かされないことが多い中で、きちんとこのような方策をとっていることは、とてもすばらしいことである。良い授業になるように期待する。

委員長

よろしく願います。それでは、報告の、平成22年度練馬区次期公共施設予約システム業務委託事業候補者の選定について、説明をお願いします。

生涯学習課長

資料の説明（説明要旨）平成17年2月に導入した練馬区公共予約システムの更新に伴い、当システムを委託する業者を選定したこと、その選定経過、今後の予定、応募事業者の評価等を説明

委員長

それでは、ただいまの件に関して何かご質問、ご意見等はあるか。

天沼委員

これまでこのシステムの保全面で何か問題が起きたということはあるか。

生涯学習課長

システムがダウンしたことや、障害があったことは特にない。ただ、使い勝手について、要望は何点かあったので、可能なものについては見直してもらいたいと考えている。

教育長

この予約システムはタッチパネル式であるから、慣れていない方と慣れていない方では全然違って来る。慣れていない方が多いので要望が上がってきている。システムダウンしたことは今のところない。

委員長

より使いやすくなるように検討していただいているということである。

委員長

では、報告の、平成22年度区立図書館の窓口等業務委託事業候補者の選定について、説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料の説明（説明要旨）平成22年度区立図書館の窓口等業務委託について、委託事業候補者の選定結果等を説明

委員長

それでは、ご意見を伺いたいと思う。いかがか。

内藤委員

学校教育の読書活動の推進で、図書館の方々に今まで協力していただいていた部分があると思うが、窓口等業務委託では、そのような内容についても委託されているのか、または別の方が行うことになるのか。また、連携していた活動が今後も継続できるのかどうか、さらには、現在はどのようなになっているかについて教えてほしい。

光が丘図書館長

図書館の委託業務の主な内容としては、図書の貸出と返却、いわゆる窓口業務と、予約の受付などである。学校との連携については、現在は区の職員が行っているところである。

また、指定管理者を導入している南田中図書館では、学校支援についてどのような支援が効果的であるかということや現場の声を聞くためにモデル事業を展開している。そこで得られたノウハウ等を各図書館にフィードバックして生かしていきたいと考えている。

天沼委員

委託事業者は、それぞれの図書館の今年度の運営計画や事業、あるいは図書の選定や廃棄などまでにはかかわっていないということになるのか。

光が丘図書館長

おっしゃるとおりである。選定については、区立図書館として図書館の職員が行っている。全体の蔵書構成なども考える必要があるので、現在そのような運営をしている。

委員長

ほかにはいかがか。活字文化の担い手でもある大事な図書館である。今年は国民読書年でもあるので、運営をよろしくお願いしたいと思う。

教育長

補足すると、図書館の窓口業務の委託は、練馬区の行政改革の一環として、民間でできることは民間にということから始めたものである。特に図書館には、職員のほかに図書館協力員という非常勤の方が以前からいらっしゃる。さらに、人員削減ということで、半分ぐらい区の職員を減らし、カウンター業務を委託したのである。区の職員は、本の選定などの業務を、光が丘図書館を中心に行っている。窓口業務の委託を行っているが11館である。

練馬区には図書館が全部で12館あるが、あとの1館は、昨年度から指定管理者制度を導入した。そこでも本の選定は光が丘図書館で行っているが、運営も含めてかなりの部分を指定管理者が行っている。区によっては、全館指定管理者を導入しているところがあるが、練馬区はまず1館に導入したのである。

天沼委員

指定管理者とはどのような制度なのか。

光が丘図書館長

平成15年に地方自治法が改正され、公の施設について、民間業者が施設管理を含めて運営できるようになった制度である。一番大きな特徴は、議会の議決を経て指定されることもあり、施設管理と事業の展開に一定の権限が与えられたことである。

教育長

練馬区では、福祉施設には指定管理者制度をかなり導入している。教育委員会では、1年前に中村南スポーツ交流センターに指定管理者制度を導入した。自治体が担っている業務のうち、民間ができることは民間にということでスタートした制度である。これは現政権でも変わらず、行政改革の一環として行われている。

委員長

その他の報告はあるか。

事務局

現在のところ、その他の報告はない。

委員長

以上で、第1回教育委員会定例会を終了する。